

農業委員会だより

発行●八峰町農業委員会 秋田県山本郡八峰町峰浜目名湯字目長田118番地 TEL:0185-76-4611

耕作放棄地の再生利用

町単独の補助制度を創設

支援 さらにパワーアップ

耕作放棄地の再生利用にかかる経費を助成する制度が、生まれ変わりました。県の交付金はなくなりましたが、町では新たに単独の補助制度を創設。トータルでは従来の助成金額よりさらに充実しています。



■(従来の助成額 10a当)

再生作業経費	国交付金	県交付金
20,000円～40,000円		10,000円
40,000円～60,000円		20,000円
60,000円～100,000円	30,000円	15,000円
100,000円以上	50,000円	25,000円



■新しい助成額(10a当)

NEW!!

再生作業経費	国交付金	県交付金	町補助金
20,000円～40,000円 (ポイント20～39)			20,000円
40,000円～60,000円 (ポイント40～59)			40,000円
60,000円～100,000円 (ポイント60～99)			60,000円
100,000円以上 (ポイント100以上)	50,000円		30,000円

◆点数(ポイント)制について◆

従来、金額で分けられてきた助成区分は、23年度からポイント制に変更されました。

耕作放棄地の状況を要素別にポイントで評価し、合計点数に助成区分を適用するものですが、金額にすると概ね左の表の太字部分のようになります。

次ページでは、耕作放棄地の状況がどの程度なら、どのくらいの助成が受けられるのか、具体例を挙げて示しています。町単独補助金は、地主が自ら再生作業を行う場合も対象となります。ただし、補助を受けるには着手前に事業実施計画の承認が必要です。

ポイントの計算は簡単です。次ページの表で試算してみましょう。

ポイント計算の一例

合計ポイントを前ページの表に当てはめるだけです

○…ここで点数制(ポイント制)について、例を挙げて見てみましょう。

下の例では、合計で100ポイントを超えていますので、前ページの「新しい助成額」表のとおり、国の交付金と町の補助金合わせて10a当たり8万円の助成が受けられます。

仮に下の例で、「均平作業が必要」の39ポイントがなかったとしても、計65ポイントとなりますから、10a当たり6万円の町単独補助が受けられることとなります。

確認する対象	確認部分	状況	各状況の詳細	該当する状況	刈り払い後の集積が必要		土地の集積後再生農への運搬	各ポイント	ポイント合計	
					各ポイント	各ポイント				
雑草・灌木等の繁茂状況	地上	植生状況	①草、笹のみが繁茂		16		20	8		
			②草が繁茂及び木(竹)がまばらに植生(灌木が生えているが、径が6cm以下)	○	18	○	20	○	14	52
			③草、木(竹)が繁茂(径が6cmを超える灌木が生えている)		26		20		14	
	地下	根の状況	根の除去が必要(地上の植生状況が②の場合)		33		20		10	
			根の除去が必要(地上の植生状況が③の場合)		39		20		10	

農地の状況	地上	均平状況	均平作業が必要				○	39	39	
		湿害状況	暗渠等排水対策が必要					2		
		礫の状況	除レキが必要					9		
	地下	硬盤層の状況	深耕(プラウ)が必要						10	
		団粒状況	トラクター等で荒耕起が必要(1回のみ)						6	
			”(2回)					○	13	13
			”(3回以上)						19	
土壌の状況	土壌改良が必要						50			

合計 104

お問い合わせ先
八峰町農業委員会

〒018-2502 八峰町峰浜目名潟字目長田118番地
TEL : 0185-76-4611 FAX : 0185-76-2203
<http://www.town.happou.akita.jp/index.php?pid=50>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！